

総務常任委員会

平成14年2月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 小野 隆雄 松田 正

野呂 民平 萬里川美代子

欠席者 松村 健一

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
同 参 事	吉田 昌敬	同課長補佐	乾 善亮
同課長補佐	清水 修一	企画財政課長	池田 善紀
企画文化課参事	野口 英治	同課長補佐	野崎 一也
同課長補佐	山崎 善之	税 務 課 長	植嶋 滋継
教委総務課長	清水 建也	同課長補佐	西谷 桂子
生涯学習課長	水田 美文	同課長補佐	加藤 保幸
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	藤原 伸宏		

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
本日松村委員より欠席の報告を受けております。ただ今から、総務常任委員会を開会いたします。
始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長 （町長あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、萬里川委員、小野委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。
はじめに、各課報告事項の7番に駒塚古墳発掘調査の報告がございますが、ここで休憩を取りまして、現地調査を先に行いたいと思えます。質疑等につきましては、あらためて各課報告事項の中でお受けしたいと思います。

それでは暫時休憩をいたします。（午前9時02分）

（現地調査）

委員長 再開いたします。（午前9時45分）
初めに、継続審査であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 史跡の公有化につきましては、土地協力者にも代替地における新しい家屋の建築を現在進めてといただいているところです。3月末をもって移転できるよう努力しているところでございます。
また一方、石室の保存工学調査につきましては、先だつての史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の保存工学の専門分野とされる内田委員のご指導を得る中、その詳細なものについて、いろいろ検討させていただき、このほど最終的なまとまりが出来ましたことから、今週中にも調査委託の契約を行い進めてまいりたいと考えております。工期について

ては約1カ月でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 石室の保存については今週中に調査を委託するということですね。その工期が約1カ月ということですが、これは調査委託の工期ということですか、それとも調査した結果を工事するという工期の1カ月なのですか。

生涯学習課長 調査委託期間1カ月というのは、その調査する委託期間の中で調査させていただき、それをまとめていただくという期間を持たせていただいておりますので、併せてお願い申し上げます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、その他の審査事項についてであります。3月議会定例会に提出が予定されている議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、①斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例についてを議題といたします。それに関連いたしまして、各課報告事項の4番に本条例の施行規則が挙がっておりますので、併せてこの場で説明をいただくことにします。

総務課長 (資料1及び資料11、要旨により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

野呂委員 現在の職員でそういう申請をする方が何人かですと、仕事をして

という負担が他の職員に被さるといことが予想できるわけです。一般的に新聞等で行われているのは、いわゆる人員の補充（ワークシェアリング）ということで行われていますけれど、そういう手当については、雇用を増やすとかいうところに波及さすということが大事なんだと労働組合等で行われているわけです。今一番行われているのはサービス残業というものを取り出して、雇用を拡張しようという提案がされているわけですが、そういう点で斑鳩町の人員体制を考えた場合、具体的にそういうことが起こってしわ寄せが来ないのか、その辺の手当はどう考えているのか。

総務課長 この子育て支援、介護支援休業を取りますと、1日2時間以内、もしくは4時間以内の職員が欠ける部分が出てくるわけですが、これにつきましてはこの取得した期間等を勘案いたしまして、臨時職員等を雇用していくということも検討しなければならないと考えております。

委員長 次に、②斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する条例についての説明を求めます。

教委総務課長 (資料2、要旨により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 これの対象となる医師、あるいは薬剤師はどのような形で示されているのですか。

教委総務課長 学校保健法第16条の方で、学校に学校医を置くという形で示されておりまして、現在小学校、中学校、幼稚園にそれぞれ学校医、学校

歯科医師、学校薬剤師と、例で申し上げますと、小・中学校の校医は内科医師で2名、歯科医、眼科医、耳鼻科医、薬剤師それぞれ1名の6名で構成していただいております。幼稚園については、内科医1名、歯科、眼科、耳鼻科、薬剤師についてもそれぞれ1名となっており、そうした先生方の公務災害に対する補償という形のものであります。

松田委員 人員の数は決まっているのですか。人選はどう行われているのかということです。6名と聞いたけど、同じ人がなっているのか、その辺聞いたことがないので。こうして条例を制定して云々ということになってきますと、当然その関係については選任の方法なり明確にしてきちっとしてもらわないと、これだけではわかりにくい気がする。その辺はどうですか。

教委総務課長 学校医につきましては、学校保健法第16条で定められておりまして、学校には学校医を置くものとありまして、大学以外の学校におきましては、学校医の他に学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとするというように定められております。先生方の委嘱につきましては、教育委員会の方で医師会の方と協議をさせていただいた上で教育委員会で委嘱させていただいているという状況です。

松田委員 それ以降の手続きの関係はどこで決めているのかということ、ただ単に教育委員会で見えてきたということだけで、慣行として行われているということについては分かりますけれど、きちっと手続き手順としてどういう選考をして、どういうふうに決めていくのかということを明確にしておかないと、斑鳩町内にいる医師とか薬剤師とかは全部起用する必要はないはずですし、その辺をきちっとしておかないと、特に補償の関係などを含んだ扱いの条例を制定しようとする、その辺まで踏み込んできちっとしておく必要があるのではないかと思います。それが条例で必要なのか、施行規則のような関係で入れられる方が良いのか、そういうことの間を明確にしておいた方が、それぞれ学校の関

係者にも明らかにできるのではないかと思う。曖昧すぎるという感じがする。

町 長 斑鳩町医師会と協議をさせていただいて、斑鳩町医師会の会長さんが各学校に振り分けていただいで、今年と来年の2年間小・中学校、高校に委嘱していただいでいます。ただ眼科はいてませんので、郡山医師会にご相談申し上げまして、そこから派遣をしていただいでいます。耳鼻咽喉科につきましては三室病院におられますから、その方が来ていただいでおります。毎年2月の中頃に地元の教育委員会と打ち合わせさせていただいて、そこで地元医師会と協議をさせていただいて割り振りをしております。そして円満にすべて了解をいただいでおります。

松田委員 確かにそういうことはいろいろされているだろうと思うのですが、それを明らかにしたものがあのですかと聞いている。何らかする必要があるのではないかと申し上げている。教育委員会でもこの種の関係に関わるものについては、きちんとして慣行慣例として行われていることについて如才のない対応がされていることについては理解できるのですが、そういったことについて整理しておかないと、時々によって変わってくる。特に補償という関係を入れるわけですから、そういうことになってくると慣行的なことだけはいかんのではないかと思う。そういう意味では条例を制定するこの時点でその辺は明確にしておかれた方がいいのではないかという意見です。

教育長 規則でそうした整理をしていきたいと思ひます。今まで選任方法、人員数について医師会と協議する中でやってきましたけれども、その辺を整理していきたいと思ひます。

野呂委員 これの実施期間は斑鳩町教育委員会となっていますね。その場合に第5条で実施期間は補償の実施のため必要があると認めるときは、補

償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。と書いてありますが、そうすると査定で審査、記述的な能力でありますとか、体制とか、総合的なものが求められると思うのですけれど、それは教育委員会がやるというように理解していいのですか、それとも原課全部よって、そういうものを審査する専門の体制なりを作ると、そういうところがすると理解していいのですか。

教委総務課長 調査の中身、査定の状況について誰が判断するという事だと思っておりますが、現在のところそういった期間については想定されておらない状況です。あくまでも第4条にございますようにこういった補償の範囲でありますとか、必要な事項につきましては現在もございますように、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める制令というものがございまして、その中で障害でありますとか、程度でありますとか、休業補償につきましては、こと細かく定められているところであります。こういったことを参考にしながらしていくわけにございますが、こういった状況に当てはまるかどうかという判断基準を明確にするために第5条にあります報告でありますとか、出頭で調査を見させていただくという形になろうかと思っております。

野呂委員 具体的に当町の教育委員会であったら、誰がその任務に当たると理解したらいいのですか。

教委総務課長 総務課長ということになります。

小野委員 次回の委員会で、教育委員会規則というのが出来上がっていると思っておりますので、見せていただけるようお願いしたいのですが、それはできているのですか。

教委総務課長 この条例に伴う規則ということでございますが、案はできておりました。今考えておりますのは、災害の発生時の報告があったとき、校長が教育委員会に報告しなさいであるとか、そういった内容で定めているものでございます。次回の委員会で報告させていただくことがあるかと思っておりますので、その時はよろしくお願いいたします。

小野委員 それだけだったら先ほどの教育長の答弁に不備があるみたいになる。規則でそういうものを松田委員の質問に対してそういうものを規則で詰めていくというという答弁をしてもらっているのですから、早速そういう項目も入った規則に改めるべきだと思うのですが、それは無いのですか。

教委総務課長 先ほど教育長がお答えさせていただいたのは、学校医の選任にかかる規則を整理しなさいということですので、その規則と補償に関する規則は別途のものという意味に捉えています。その選任に関する規則を今後整理していくということでご理解いただきたいと思います。

小野委員 その規則も同じ時までに出されないか聞いている。

教委総務課長 次の委員会に出せるように努力させていただきます。

委員長 次に、③斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 (資料3、要旨により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、④斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(資料4、要旨により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

野呂委員 具体的には毎年何人ぐらいいますか。

総務課長 平成13年度におきましては6人の職員が育児休暇を取っております。

委員長 次に、⑤斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

企画財政課長 これにつきましては、以前より土地開発公社におけます監査時、また議会においても土地開発公社の長期保有地の解消について強いご指摘もありました。その対策計画といたしまして、平成12年12月の本総務委員会にもお示ししたとおりであります。そうした中で、その一貫といたしまして、平成13年度にはJR法隆寺駅前南口駐在所用地を土地開発基金に処分いたしております。引き続き平成14年度におきまして、駐輪場用地を処分する予定でございます。そうしたことから、これに対応すべく現在の土地開発基金の額4億3900万円に新たに1億3800万円を積み立て、基金の額を5億7700万円に改正するものでございます。

(資料5参照)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

野呂委員 いわゆる開発公社で金を借りて持っていたと思うのですが、その金利はどれくらいだったのですか。

企画財政課長 金利については単年度単位で借換をしております。買収した当初は平成2年度でございますが、その時期は高いものでした。今現在その累計でお示しいたします。資料の最終ページ、買収予定額は4億79640万円でございます。そのうち、用地費が3億7514万4374円でございます。利息は1億445万5626円を持っております。

野呂委員 買収した当時は金利が相当高かったということですね、その後変動金利でどんどん下がったというところで助けられているわけですが、その金を借りているということについて今後の変動というのは予測がつかないというものがあると思うのですが、それは今日のデフレがさらに心配されると報道されております。そうしますと今国際のムーデイズ、調査機関が日本の国債については、一時イタリアの国債は破産状況だと長くいわれておりました。ところがユーロに統合されるということで、イタリアの財務内容は改善しないとユーロに統合できないということで努力した。日本の財政についてはイタリアの財政政策に学ぶべきだと言われております。日銀が不良債権の処理ということになりますと、公的資金を投入すると、そうしたら金利が上昇するということになれば、借金して土地を持っているということについては、今後金利が上がるのではないかと思う。そういたしますと、その波及度はすごい勢いで負担が被さるのではないかと思う。その辺については、私は金利が低い間に借金を処理していくということが肝要ではないかと思う。そういった点で出きるものは金利の低い間に処理をして

おくということを検討願いたいと思います。

委員長 次に、⑥斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

税務課長 (資料6、要旨により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑦平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての説明を求めます。

企画財政課長 (資料7により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上これらの議案については、3月定例会で提出が予定されているということで、本日はあらかじめその説明を受けたということで終わります。

続いて、各課の報告事項として(1)斑鳩町資金管理並びに運用基準についての報告を求めます。

収入役 (資料8により説明)

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 これのとりまとめについての運用基準は、政府が示してきた対策においてやったものだと思いますが、最終のまとめたのはどういう町の財政の元でまとめたのか。

それから、指定金融機関が南都銀行ですが、南都銀行というのは新聞報道ぐらいしか知りませんが、村本の倒産に深く関わっていたり、そごうのことにも関わっていましたね。そういった点では地銀の中では、バブル期に優秀な銀行と言われておったのですが、それが今はそうではないと思う。格付け、たとえば資本比率が概ね8%維持していることとなっていますが、南都は該当しないのではないかと思う。資本比率が8%ということになると、日本の銀行の中でもほとんどがアウトだと思う。この基準が日本の基準なのか、外国基準なのか、明確にしていきたいと思う。恐らく南都はこれからいったらはずれるのではないかと思う。

それから、株式上場銀行にあっては、株価が発行額面の4倍以上、これは50円株価だと思うのですが、これはクリアしていると思いますが。

もう一つ危険なのは、今年1年は普通預金は保護されますが、そういう形で私はいいと思いますが、債券の運用も可能だと書かれておりますが、この債券の場合、償還期間が概ね3年を超えない国債に限定すると書いています。国債についてはご承知のように700兆円とも800兆円ともあるいは1000兆円とも言われています。そのことで日本の国債の格付けが下がっているということですね。そうしますと、3年という長期に購入するということは危険を伴うと思う。やっぱり今の経済の動きというのは非常に激しいと言わざるを得ない。その時暴落をした場合、どういう手だてを使うのか。株が暴落したときと同じように国債が暴落したときに国の動きが出た場合、それが処分できるのかということです。そういう事態も考えられないことはない

です。もっと短期保有にしないと非常に危険性を伴うというように思う。運用の額によって違うと思いますが、その辺についてどう考えておるか。

今の金利変動というのは、ほとんどが変動金利になっており、まったく金利がないのと同じでありますから、必ず上がると見ております。その時取り返そうとしている。そこに危険性があると私は考えています。ですから借金を多く持っておれば、必ず金利は上昇するということになります。すでに長期金利は上昇しているということが報道されています。そうすると地方自治体としてはその辺はフォロー、注意をしないと大損害を被るというように思うのです。そういうことについて私たちはなれていない。今までは絶対に銀行預金の補償は全額されておったわけですから、それが1000万円までしかされないというような弱肉強食の社会に放り込まれるということですから、そういう心配点、問題点が幾つかあり、避けられない側面も含んでいると思う。その辺どう考えているのかお聞きしたい。

収入役

まずこの金融基準のとりまとめの体制でございます。私と総務部長、企画財政課長、上下水道部長、上水道課長、それとそれぞれ主管する職員ということで検討してまいりました。

次に、南都銀行の自己資本比率の関係でございますが、ここで定めております8%は金融庁が定めておりまして、国外で営業を行う場合に自己資本比率8%以上だったらできると、4%基準については国内で営業する機関については4%、当町としてはできるだけ安全を踏むという形で国外基準の8%に定めさせていただきました。南都銀行については13年3月期におけます南都銀行の決算の自己資本比率は9.95というように聞いております。

3点目の国債の運用でございますが、私どもといたしましても基本的には相殺制度を活用する中での預金で行っていくことを前提といたしておりますが、それを超えるような場合については、ある程度債権といったことも必要ではないかと考えております。ただ今すぐに債権

といったことは考えておりません。国債で運用するというのを考える場合には、果実運用方の基金については元金の取り崩を行うということはまずないであろうということから、国債を運用するとすればそうした金利の活用方法としては考えられるのではないかと考えております。ただ3年が長いのではないかと、その3年間に国債の暴落というようなことが懸念されるのではないかとのご指摘でございましたが、町が国債を買う場合には満期まで持ちきるということで考えていく必要があるというように考えておりますので、そうした中では3年という期間については必ずしも長いとは言えないと我々は考えております。

野呂委員 南都の自己資本比率が9.95と言われましたが、これは大蔵省が示したものです。しかし国際機関が示している基準AとかAAとかありますが、それで日本の銀行がAというのは少ないです。その辺の基準自体が甘い、この9.95というのは南都は絶対なっていないです。ですから今の答弁は全くおかしいと思う。もっと警戒心をもって見る必要があると、絶対南都は株価ランクからいっても、今は300円台ですね。株価から見てもものすごい低いわけです。その辺で調査メンバー、これらの人で果たしてきちっとした調査、検討ができたとは思われない。専門家がいない。斑鳩町の指定金融機関については、もう一度国際的な資料に基づいて再検討する必要があるように思う。そこのところは資料を示して説明方願いたいと思う。

収入役 先ほど申し上げました自己資本比率の関係ですが、これにつきましては南都銀行が情報公開を行っております。その資料に基づいての自己資本比率ということで、当然これらについては金融庁も金融機関へ監査に入っておりますが、そういった中で一定の裏付けがある数字であると私どもはそのように考えておりますし、そうした情報公開の数字の中でもし事実と違うような数字が出ておれば、これはそうした法律に関わってくるような問題があるかと思っております。それらの数字

については信用できるものであると考えております。

それから先ほど申されていた格付けでございますが、国内、国外にそうした格付け機関がございます。そうしたものを運用基準の中で取り入れていくのかという部分があるわけですが、主に収納代理金融機関として町内にあります金融機関について、地方銀行までそうした格付けというのがないように思っております。あるところだけを採用するのは難しい話かなと思っております。ただ南都銀行についてはそんなに悪い格付けでなかったと記憶しております。

野呂委員 全く認識不足だと思う。これは13年3月のデスクロージャーされた数字ですね。不良債権の処理がされないということは公的資金を投入しても不良債権が増えているということが言われているわけでしょう。ですから、不良債権の処理を進めなさいと、さらには公的投入にもとも言われているわけでしょう。金融庁が今回言っているのは、それが市場に対して不安を与えているから、果たしてきちっとした不良債権の調査が行われているのか、それに疑念があるから市場は反応したわけでしょう。ですから今再度きちっとした再検査をすると金融庁はすると言っているわけです。ですから銀行がデスクロージャーしているものは、銀行側で自分のところで自己査定をして、不良債権を査定したのは全く信用できないということになっているわけです。そこで金融庁はそれに答えなくてはならないということで、再度3月末まで再検査して、不良債権の実態はいくらあるのか、そのことをきちっとすると言っているわけです。ですから私は今13年3月の資料を使って大丈夫だと言っているのは全くおかしいと思う。ですからもう一度正確な資料に基づいて、3月末に金融庁が調査するというのであれば、その調査結果に従うとか、見直しの件については厳しい目で見ないと、その責任は誰が取るのか、収入役が取らないといけないので、その失敗を起こしたら、斑鳩町民に莫大な損失を及ぼすわけです。ですからその自覚をしてもらわないと、単に大丈夫という説明だけでは見過ごすことはできない。その辺のところ十分研究して、町民に責任

を負える運用してもらいたいと思う。

収入役

我々としてはそうした保険や事故が発生しない金融機関を選定するということが大事であると思いますし、もしそうした金融事故が発生したとしても町の公金については図れるような対策を、それを相殺制度の中で考えていくということですので、両方の考え方の中で町の公金の運用を図ってまいりたいと考えております。

松田委員

一番問題なのは、安全で有利な公金管理の現形となる金融機関の体制がどうであるか、これは非常に難しい。これをどうしていくかということは課題である。これは率直に受け止めて継続して研究していく必要があるのだろうと思う。

この関係の中心は債権と債務の相殺、公金を保護するという関係が基本になっているわけです。この姿勢は正しいと思う。このことをきちっとしておかないと今までのように利率だけで判断して預金をしていくととんでもないことになってしまうということがありますから、せめて債権債務の相殺という関係は基本において考えることが大事だと思う。

ただここで今年当面どういう措置をするかということと、恒久的に検討して関係の課題とする。こうしたらどうかなと思う。それは言われているように今年度適用というのは定期ですね。斑鳩町の場合でも定期との関係で言いますと、債権者の関係でかなり相殺されていくということになりますが、私はある意味で危険な要素があるとするならば、普通預金に振り替えて当面对応していくものと、定期でも短期で借り入れしていくことで配慮しながらやる必要があると思う。

当面は先ほど言いましたような債権と債務の相殺の関係、定期預金を普通預金に振り替える関係、それと金融機関の経営分析をどうしていくかというところの課題を区分してやる必要があると思う。

委員長

報告の途中ですがここで暫時休憩いたします。(午前11時20分)

委員長 再開いたします。（午前11時35分）
次に、（2）職員の超過勤務時間等についての報告を求めます。

総務課長 （資料9により説明）

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 意見だけ申し上げておきたいと思います。今まで何回か指摘して、具体的にこうした詳細な調査を通じて、結果をまとめて、対策も知らしたということについては、評価をしておきたいと思います。なおかつ、結果については労働組合にも説明したという報告ですね、組合側も一定の評価をしているということで、今後の実施方を見守っていきたいというように思います。実施についてはきちっとした対応策に基づいて、また予算方も伴ってきますので、そういった点についても遺漏のないようお願いしておきます。

松田委員 この調査結果についていろいろ考えてみてと言われているのですが、一般の企業の場合でも労働基準法第36条に時間外労働に関する協定というのが結ばれていると思う。その中身としては、超過勤務あるいは休日労働とかをできる場合とはどういうことなのかということを確認するという。時間外労働に関する時間の確認、それは一般に超過勤務の命令簿が考えられる。命令簿の関係については時間の確認を命令者と命令を受けた者が双方確認するというシステムが命令簿の基本だと思う。それから支払いの方法と計算の方式を確認するという。また代替を付与することができなかった場合の取り扱いはどうするのかという関係、やむを得ず命令を受けたけど拒否をすることができる場合はどういう場合か、ということなどについてきちっとしたルールづくりをしておきませんか、今の関係からでは不十分ではないかと思うのです。そういうことをきちっとしておけば、どう

いう関係で命じられておる人がいるかということになります。通常ここに書かれていることに設けられていないのは、いわゆる基準法第33条の摘要の項目が非常に多いと思う。緊急、やむを得ない関係、災害云々その他と言う関係とか基準法第33条の摘要がかなりあるのではないかと思う。36条の関係が連続化してきて難しい状態になってくると33条が代用される。そして超過勤務、休日勤務を命ずる。そういう関係のものが増えてくるわけです。その辺を十分勘案しながら対応することが素直に求められるのではないか。特に地方公務員の場合、非現業部門にある関係のみなさんには超過勤務労働を命ずることができるというシステムがありませんから、手当で賄っているということですから、その場合は一般職員の関係とは違いがあるわけですね。そういうことの性格を十分に咀嚼しながら、一定の条件づくりをするということが今後の対応に必要なのではないかと思う。できるだけこれが一辺の調査結果に終わることのないようにしてほしいと思います。

万里川委員

議会事務局の中で、視察とか行きますと早朝係長が運転をしていたり、送っていただいている時間もあるのですが、仕事以外で残っていたということで数字があげられているのですが、仕事以外で残るような必要は議会事務局でないのと違うかなと、ある意味でこのように書かれているけれど、開会中とかの忙しい時期、テープを聴いて起こしている時間なのかなと思うのですが、仕事以外で残っていたという状況が分かれば教えていただきたい。

それと、職員同士の中でこのように100%代休が取れ、代休取得日数も全て取られている中で、福祉課、教育委員会が満足に行かない場合がある。理想的な部分は議会事務局のようにしていただきたいというのは職員も議員も同じ様な思いなのですが、これだけ差がありますと、今後の人事に向かって、このような差のないようなやり方ということを考えるならば、どのように対応しようと思っておられるのか。職員の努力とか自分の能力に応じて、一定の時間内に仕事のできる人

と仕事ができなくて残業しないといけない人という部分があると思うのですが、やはりそういった中での人事とか考えながら、職員同士の中でもやはり議会事務局であればこんなに楽なのかというふうにあってはいかんというように思うのです。こんなに忙しい福祉課、教育委員会においても忙しい中でも平均とバランスの取れる休暇が取れ、代休が取れるようにしなければならないという段階の元で、人事に関わってはどのように考えておられるのか。

総務課長 提出されました調査表を見ますと、仕事以外で残っていたという文言しか入っておりません。ただ今までこの調査表の文言についてヒアリングもしております中で、考えられる理由といたしましては、先ほど申し上げましたように職員間で雑談をしていた。そういったことでタイムカードの打刻が遅れた。それから後かたづけに手間取っていた。後、体調不良で休んでいた、書類の整理をしていた、そういった理由が挙げられております。答にはなっておりませんが、議会事務局職員の仕事以外で残っている理由については分かっていないというのが現状です。

総務部長 1点目については私の方から申し上げます。職員については、それぞれ計画的に管理職の課長が、前6週、その後8週の間で代休が取れますので、計画的に取れるような計画をもってするようにしております。その状況の改善で対応できるのではないかと考えております。

萬里川委員 努力をしていただきたいと思います。

委員長 続きまして、(3)斑鳩町職員旧姓使用取扱要綱についての説明を求めます。

総務課長 (資料10、要旨により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(5) 斑鳩町職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則についての説明を求めます。

総務課長 (資料12により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(6) 斑鳩町文化振興センター条例施行規則の一部を改正する規則についての説明を求めます。

企画財政 (資料13により)

課参事

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(7) 駒塚古墳発掘調査の報告について、付け加えることがあれば説明をお願いします。

生涯学習 (資料14により説明)

課長

駒塚古墳につきましては、平成12年度から3か年ということで14年度まで計画させていただいております。13年度につきましては、1月末で先ほど現地調査していただきましたように、第9トレンチま

で発掘させていただいております。

また14年度におきましては、墳丘部の中心部を調査させていただきたいと考えております。これにつきましては文化庁、奈良県と協議しながら進めていきたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、現地調査も踏まえまして、質疑等がございましたらお受けいたします。

松田委員 駒塚の発掘調査が行われていて、今のところ調査は表面だけで、輪郭を明らかにするというところだけになっていて、14年度以降墳丘部の中心部を調査していくといわれているのですが、調査しないと分かりませんが、本当に言われているように愛馬の埋葬であったという事実を証明するようなものが発掘に到達すると期待をしているのですが、出るのでしょうか。出ないときには、なんでもなかったのではないかということになったら、これは史跡としてどう位置づけられていくのか。墳丘部の調査というのは何を以てどういう形でやっていくのか。

荒木技師 駒塚古墳が聖徳太子の愛馬であります黒駒の墓であるかということなのですが、まずあの古墳については3つの可能性があります。1つとして、本当に黒駒を葬ったという考え方。もう1つは元々あった古墳についてそれに黒駒を新たに利用して作ったということ。後もう1つはまったく伝承だけ引付いたという3つの説があります。

今回の発掘調査の結果におきまして、先ほど古墳時代前期の後半といたしましたから、4世紀後半ごろの築造が考えられるのですが、そうなりますと黒駒のために作ったという説はなくなったと思います。後2つ元々あった塚に黒駒を再埋葬したという可能性も今のところわずかながらあります。来年度の調査におきまして、その中心部分を発掘することによりまして、そこに黒駒の具体的に言いますと馬の骨等が入っている場合がありますと、それが黒駒の墓とということがかなり

言えるのですが、かと言いまして、駒塚古墳自体が黒駒を葬ってなかったとしても、斑鳩町の古墳時代を考えるにおきまして、前方後円墳という古墳は数が少なく、斑鳩の古墳時代の歴史を還元するにおきましても貴重な古墳であるということはまず間違いありませんので、仮に黒駒の墓でないとしても、斑鳩町の古墳時代を考える上で藤ノ木古墳同様貴重な古墳であるという価値については変わらないと考えております。

松田委員 では、調子丸古墳との関係は並行して調査を行われるのか、それとも改めて並行して調査を行いながら判断を示していくことになるのか、その点はどうぞお考えですか。

荒木技師 その件につきましても、調子丸古墳と並行して調査を進めたいと考えております。調子丸古墳というのは、その黒駒の靴をとっていた調子丸という人のお墓であるというふうに言われることから、どちらも聖徳太子に関連の深い古墳ということです。なぜなら、あの辺の上宮遺跡の南側にあります成福寺というお寺が聖徳太子が亡くなった臨終の宮を寺にしたという伝説をもってまして、あのあたりがその聖徳太子信仰のある意味で中心地点に当たりますので、あの辺にそういうような伝承が繋がっていったと考えられます。また駒塚古墳と調子丸古墳は極めて近い位置にありますので、何らかの有機的な関係も考えられることから、お互いに2基の古墳を並行して調査することによりましてより深く古墳について内容が明らかになってくると考えております。

松田委員 この調査はどの位かかるのですか。いつごろを目処として取り組んでいくことになるのでしょうか。

荒木技師 一応12年度から3か年ということで、14年度を目処に調査の一定の完了をしたいと考えております。

萬里川委員 今までガソリンスタンドがあつて今閉店いたしておりますが、それは町が買収をして、観光客等の関わりで入りやすいような形にできないものか、私個人は思っておりますが、町はどうお考えですか。

町長 いずれ14年度で終了する中で、県、文部科学省に史跡の申請を行っていきたい。史跡の範囲については、ガソリンスタンドそのものを買収することは考えておりませんし、まず来ていただいたなら、あのところをお借りしたいと思う。何れにせよ国道25号線ですから、東小学校の駐車場等利用しながらやっていきたい。

萬里川委員 他が買収してそこにマンションとか建物が建ったり、景観を悪くするようなものが建たないようにと思うのですが、その辺の心配があつたときには、町はどのようにされようとするのか、参考のために聞かせていただけますか。

町長 何れにいたしましても、当然14年度中で発掘調査が終わってまいりますから、県と文化庁と相談を申し上げる中で、協議を進めていきたいと考えています。

委員長 以上各課所管に関する事項についても、報告を受け了承したという事で終わります。

続いて、その他について各委員から質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 先日狂言の和泉元彌の公演がありましたね。その時に見に行った方から町へ言っておいてくれという話です。和泉元彌さんは出演の最後の方だけ出たと、最初の方は出ていないと、その原因は生のテレビに出演していたということらしいですね。こういうことは全くけしからんやないかと、契約上はどうなっているのかということですね。大

変な期待をもっていったけれど、やったのは娘さん2人と母親がついでやったということですが、この遅れた釈明も謝りも全然ないということですね。始まる時間も10分遅れたらしいです。始まりますと言ってからなかなか始まらないと、出てこないといったことで、腹がたって帰ってきたと、せっかく期待して行っているのにどうなっているのかということです。これは財団の責任ではないと思うのですが、むこうが勝手にやったのだと思いますが、しかしかと言って財団の方はこれについてはきちっとしていく必要があると思う。その辺はどうですか。

町 長

2月17日、和泉元彌の狂言トークということで公演がありました。この関係についてはみなさんご承知のように和泉元彌さんがTBSで10時半から生出演されて、1時で終わるということで新聞等にも番組にも問い合わせもあったわけです。しかし私の方は1年前に契約しておりますから、プロダクションは必ず和泉元彌は遅れてもやりますということでした。当然最初にそういうお断りをするのが大事です。万が一1時で終わって、飛行機、あるいは新幹線等がうまくいかなかった場合、当然4時半には来られませんから、実際来られたのは4時40分でした。最終5時15分で舞台が終わって、最終的に和泉元彌さんが悪いということで、本人並びに娘さんが会場のところで挨拶をいたしました。前日は兵庫県の太子町が契約をされていて、太子町は病気のためにキャンセルになっております。そういうこともあって、興業というのはなかなか難しいものです。私どもは必ず1年前に契約するわけですから、契約不履行ということで必ずやっています。ただお母さんが非常に次から次へ入れられるということもあって、プロダクションもかなり難儀されています。そういうことも踏まえる中で、やはりこういう問題は、今野呂委員がおっしゃられるように、時間的に2時から始まって3時半若しくは4時までに終わるということで進めておったのですけれど、そういうことで来ておられる方も若干感じておられますから、テレビ番組にも出てますし、テレビを見てた人もお

られますから、当然最初2時10分に始まるということも、時間をずらしたということも分かっておると思う。私の方はプロダクションと契約いたしておりますから、プロダクションに対してそういう履行できなかった、3時半4時に終わるといって終われなかったということについては必ず制裁金というものをプロダクションに対して申し上げます。全額は払わない。契約のいくらかは当然払ってもらいますが、契約不履行ですから、そういうことでプロダクションと今折衝しながらやっています。住民の方々には大変ご迷惑をおかけしたと思っておりますし、私たちとしてもやっている理事長としても至極残念なことでありますし、私の胸の中もみなさんの気持ちがざわざわしますから、やっぱり和泉元彌本人が来なかったということになるし、時間が遅れますから、来られたのはいいですが、2時から始まって4時40分というのはもう2時間以上ですから、そういう催しは時間内に終わらなかったら、3時半4時頃に終わって次の段取りを考えていますから、非常にご迷惑をかけたなと思います。私の方もみなさん方にお詫びして料金を返したらどうかという話もしておったわけですが、お母さんはプロダクションと協議されて、絶対責任を持ってやりますということでした。そういう点で私はみなさん方に深くお詫びを申し上げながら、今後そういうことの対応をしてまいりたいと思っております。

野呂委員 今後財団が有名人を呼んで来る場合にも、こういうことが1回あると影響してくると思う。そういう点でもみなさんに対して迷惑のかからないように、対応方をきちっとしていただきたい。

松田委員 今から申し上げる関係は総務委員会での提起としては不適切かも知りませんが、議会運営委員会あるいは全員協議会で申すべきものなのかなと思うのですけれども、私たちはその機会がありませんので、この際申し上げておきたいと思っております。議会運営委員出て2名おいでになるし、議長もこの委員会に出席されておりますので、提起をして

おきたいと思います。

いわゆる議会のあり方の問題ですが、今までから議会運営委員会で12年に視察の際にも1つの課題にして、委員会の運営のあり方はこれでいいのかと、斑鳩町の場合は委員会方式をとっている。ところが多くの場合は全員での協議での体制方式をとっているということがあって、この前の研修の際にも斑鳩町は委員会制度を踏襲していこうということを決めたことには間違いないし、そのことは私個人的にはいいと思っているのですけれども。現在の議会の委員会の運営の状態を見ていくと、欠員があるからではありますが、5名であったり4名であったりということで、委員長を除いたら3名ほどで議論をしているという関係。そういう実態が前回の全員協議会の席でも、たとえば当然関心の持っている総合福祉会館問題にしろ、あるいはJRの法隆寺駅の問題にしろ、単なる委員会での議論ではなしに全員協議会でも行ったらどうかという意見等が出たと聞いているのです。そういう意見が出るほどに委員会の運営そのものについて、これでいいのかという意見の表れでないかなと思うのです。

それで、1つここであえて申し上げたいのですが、私は常任委員会を2つに絞ってしまってはどうかと、総務・厚生が1つ、建設・水道ということで1つにして、定員を8名にする。現在の16名定員を2分の1にする。いわゆる8名定員にして2つの常任委員会にする。そして、今都市基盤整備特別委員会が持たれていますが、実態を見ますと口幅った言い方をするか分かりませんが、行政側の説明を聞くような会議に実は留まっているのではないかとということがあって、むしろ身の関係については今後の取り組みなどを考えていくときに、建設水道常任委員会にむしろ移管してはどうか、そして名実共に常任委員会を充実、強化をする。そして論議の発展を期するということにはどうかと思う。そういう意味で十分な審議、委員会活動がしていただけるのではないか。しかもこれらの私たちの任期は1年しかありませんが、その1年以内にこの関係の制度をどうするかという議論を進めていただいて、可能ならば12月議会ぐらいに諸手続が取れるよ

うに考えておいた方がいいのではないかというように思うのです。この辺の関係について、いろいろ突飛もないことを申し上げるようですが、一応それぞれこの問題について議論をすれば、議運でいただくことになるのかなと思うのですが、そういったことを総務委員会で松田が言っていたということで、議運などで今後ご協議をいただけるような1つの話のきっかけとして提起して申し上げておきたいので、ご配慮いただければと思います。

委員長

その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町長

(町長あいさつ)

委員長

閉会宣言 (午後0時35分)